

○公益社団法人日本下水道管路管理業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、社員総会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、下水道管路施設の管理（維持、修繕、改築及びその他の管理を云う。以下同じ。）に関する調査研究等を行い、その成果を普及することにより、国土の整備保全と市民生活における公衆衛生の向上を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、全国都道府県内及び諸外国内において、次の事業を行う。

- (1) 下水道管路施設の管理技術の改善、向上に関する調査及び研究
- (2) 下水道管路施設の管理に関する安全対策、衛生対策等に関する調査及び研究
- (3) 下水道管路施設の管理に関する技術者の養成及び研修指導
- (4) 機関誌の発行及び下水道管路施設の管理に関する図書の刊行及び情報収集、提供
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(基金の拠出)

第5条 この法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第6条 この法人は、基金の募集事項、申込み、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が別に定める基金取扱規定による。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 この法人の基金は、基金拠出契約において定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の返還は、定時社員総会の議決に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第141条第2項に規定する範囲内で行う。

(公告の方法)

第9条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(会員の種類)

第10条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した一定水準の技術や経験を有する下水道管路施設管理業を営む法人
- (2) 特別会員 下水道管路施設管理について学識経験を有する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会の推薦に基づき社員総会において承認された個人

(4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した法人又は団体
(入会)

第11条 正会員、特別会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 会長は、前項の申込みがあったとき、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、申込者に通知する。

(入会金及び会費)

第12条 正会員、特別会員及び賛助会員になろうとする者は、社員総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第13条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第14条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長はその会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が、第13条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品を返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上22人以内

(2) 監事 3人以内

- 2 理事のうち、1人を会長とし、2人以内の副会長、1人の専務理事、1人の常務理事、2人の運営理事を置く。
- 3 この法人の会長を法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事及び運営理事を業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、社員総会の議決によって正会員の中から選任する。ただし、理事のうち10人以内は、正会員以外の者から選任することができる。
- 5 会長及び副会長、専務理事、常務理事及び運営理事は、理事会の決議によって選任する。
- 6 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務及び権限)

第18条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 4 常務理事は、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。
- 5 運営理事は、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の運営を補佐する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 7 会長及び副会長、専務理事、常務理事及び運営理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認められたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められたときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号に規定する場合において、必要があると認められたときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他法令に定められた業務を行うこと。

(職務代理者)

第18条の2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。この場合において副会長の就任時期の順序により、就任時期の順序が同じときは年齢の多少により、年齢が同じであるときは、くじにより定めた順序で、その職務を代理する。

(役員任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) その他正当な事由があるとき。

(役員報酬等)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、社員総会で別に定める支給基準により報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第22条 理事は、次に掲げる取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第23条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

5 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 社員総会

(社員総会の構成等)

第24条 この法人の社員総会は、正会員をもって構成し、正会員は社員総会において各1個の議決権を有する。

2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の権能)

第25条 社員総会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り議決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、第27条第3項の書面に記載した目的である事項以外は、議決することができない。

(社員総会の開催)

第26条 定時社員総会は、年1回開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げるときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(3) 前号の規定により請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき。

(社員総会の招集)

第27条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号に規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 正会員が招集する場合を除き、会長が社員総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、社員総会の日の2週間前までに、書面をもって通知しなければならない。

(電子提供措置)

第27条の2 この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(社員総会の議長)

第28条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出した者がこれに当たる。

(社員総会の定足数)

第29条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(社員総会の決議)

第30条 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

(社員総会における書面表決等)

第31条 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合

において、前2条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(社員総会の決議の省略)

第32条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第33条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第34条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 業務執行理事の選定及び解職

(4) 法人法第38条第1項に規定する社員総会の招集に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(理事会の種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第18条第8項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同条第8項第6号の規定により、監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第18条第8項第6号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第18条第8項第5号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第41条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、法人法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、会長及び監

事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第6章 資産及び会計

(財産の構成)

第45条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理、処分及び運用)

第46条 この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、前項の書類を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が財産目録、事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査及び理事会の承認を経て、その事業年度経過後3ヶ月以内に定時社員総会で議決する。

2 前項の計算書類等は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、定時社員総会の終了後遅滞なく、貸借対照表を法令の定めるところにより公告しなければならない。

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(会計の原則)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総正会員の4分の3以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第53条 この法人は、社員総会において、総正会員の4分の3以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為を行う場合には、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の4分の3以上の議決により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する財産を公益認定の取消しを受けた日又は合併により消滅する日から1ヶ月以内に、社員総会の議決を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

2 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により、前項に規定する公益法人等に寄附する。

第8章 委員会

(委員会)

第56条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認めたときは、理事会の議決により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の議決により、会長が委嘱する。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第9章 地方支部

(地方支部)

第57条 この法人は、事業を広く普及するために、地方支部を置くことができる。

2 地方支部には、支部長その他の幹事を置く。

3 支部長その他の幹事は、会長が任免する。

4 地方支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第58条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

(書類等の備置き及び閲覧等)

第59条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 財産目録
- (5) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類等
- (6) 監査報告書
- (7) 社員総会議事録及び理事会議事録
- (8) 認定法第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については、法令の定めによる。

第11章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、長谷川健司とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成30年6月12日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和5年6月13日から施行する。